

## アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

### 【東海・北陸ブロック】

定着支援センターとの連携状況	
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"><li>・定着開設時より入口支援は連携を図り行うようしている。</li><li>・当庁からの依頼・相談に迅速かつ適切に対応していただいている。検察庁から調査・調整協力依頼を受けた被疑者・被告人との面接も機敏に対応していただいている。</li><li>・実刑判決、本人が希望しない場合などあるが、更生緊急保護の仕組みに沿って、柔軟に相談できている。</li></ul>
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"><li>・直接支援依頼を受けることがあり、保護観察所と協議し支援調整を行っている。（県によっては検察からの依頼を直接受けないケースがあると聞いている。）</li><li>・同業務については、検察庁から調整・調査協力依頼（保護観察所を経由）により、定着職員が速やかに被疑者等との面談を実施、支援の方向性と定め、福祉的アセスメントの実施がなされている。検察庁としては、環境整備が遅れて支援に支障を来すことのないよう、身柄拘束後の早い段階で、定着の支援対象者となるかどうかを見極め、調査・調整の協力をを行い、定着との円滑な連携を図りたい。</li></ul>
弁護士会関連	<ul style="list-style-type: none"><li>・連携・協力のための覚書を交わしており、毎月1回協議を行っている。</li><li>・現在は、支援対象者に該当するのかも踏まえて、電話等で相談しながら連携を図っている。</li></ul>
その他	(県) <ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年10月に定着主催の地域生活定着促進事業連絡会に参加し、同業務に係る各関係機関等の取り組み状況や意見を共有した。今後も連絡会議等に参加していく。</li></ul>

### 定着支援センターへ期待すること

- ・保護観察所では福祉的な知識や情報があまりないため、そういう部分で情報共有や協力をもらえると有難い。
  - ・定着の役割を考えると今後も被疑者等支援で、具体的な支援を行える定着に期待するところが大きい。
  - ・被疑者等を含む支援対象者が釈放された後の一時待機先として当庁管内更生保護施設等が活用されているところ、自立歩行が困難な高齢者、身体障害者に施設側が対応に苦慮する事例がみられ、介護、介助に対応できる一時待機先を協働して開拓願いたい。
  - ・精神疾患で入院できる病院の開拓が望まれる。
- 
- ・他県の検察との研修で、検察から直接定着に依頼をする流れを取っている県があると聞いた。手続きを簡略化するためにも、そういう方法が可能であれば検討してほしい。
  - ・検察庁にとって定着は、今後より一層の連携強化が必要となる機関の一つであると考えられる。福祉的支援においては、早期発見、早期支援が有効と考えの下、被疑者等の支援についても、更生緊急保護の重点実施対象者だけではなく、同対象から外れた者や同対象者準じた者も幅広く支援対象とし、できるだけ早い段階で支援を開始できるよう、定着と検察庁を含む関係機関との連携が円滑に行われることを期待している。そして、地域社会で孤立しないための息の長い支援を実施し、対象者の再犯防止、社会復帰に向けた生活環境整備を図りたいと考えている。
- 
- ・事案が発生した場合、早く電話等をいただき、連携していかねばと思う。
  - ・釈放後の粘り強い関りに期待する。
  - ・入口段階の支援について弁護士が共通認識を持つために、研修会や勉強会で話をしてほしい。
- 
- ・なし

## アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

### 【近畿ブロック】

定着支援センターとの連携状況	
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"><li>令和3年8月から同業務が開始され、個別ケースについては、新規で7件の支援等協力依頼を行った。同業務の開始前には、都道府県及び定着と共に、地方検察庁や弁護士会とも打合せ会議を開催したほか、同業務開始後においても、定着を中心として、都道府県、矯正管区、拘置所、地方検察庁と定期的な情報共有会議が開催されており、当庁も参加している。</li><li>出口、入口支援に関わらず必要に応じて連携している。引き続き、協議の場を活用しながらお互いに継続した取り組みを実施できればと考えている。</li><li>特別調整業務においては、連携をこまめに取っていただき、各ケースの調整、支援状況について情報の共有を図って頂いており、大変助かっている。</li></ul>
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"><li>必要に応じて個別ケースを中心に連携している。引き続き、これまで同様に連携できればと思っている。</li><li>定着は、平成25年度に当庁が入口支援に取り組み始めた当初から、更生緊急保護の実施に向けて、当庁を始めとする関係機関との連携に意欲的に取り組まれており、再犯防止・社会復帰支援に関して、大きく貢献している。</li></ul>
弁護士会関連	<ul style="list-style-type: none"><li>2013年（平成25年）10月から、定着の協力を得て弁護人による入口支援を行っている。本年11月までの入口支援の件数は191件にのぼる。定着と弁護士会が協働して作成した「入口支援チェックシート」を弁護人が弁護士会に送付し、チェックシートの内容等をふまえて、定着の担当者が、弁護人と行政や福祉機関との連携をコーディネイトする、というのが具体的な内容となる。</li><li>本年度は一度、弁護士会と定着で勉強会を実施した。いくつかの事例を取り上げ、連携のあり方の振り返りや今後の連携等について意見交換することができた。今後も引き続き連携を図るため、このような機会を継続させていくことが重要であると思う。また、連携の形をフロー図で示すことができると思う。</li></ul>
その他	<p>少年鑑別所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>同業務、入口支援は重要であると思う。当所としては、地域援助業務の枠組みの中でスクリーニング検査等により、関わっていければよいと思っている。</li></ul>

### 定着支援センターへ期待すること

- ・お互いを知るきっかけ作りとして交流できる場がもっとあればよいと思う。
- ・定着においては、地方検察庁と保護観察所において同業務の対象として検討したケースについては、すべて同業務の対象としていただいている。起訴猶予事案については、情報提供から2日後に釈放されたケースもあり、その他にも入院治療が必要なケースなど、様々な困難な事例があるなか、積極的に支援をしていただいているため、引き続き、積極的な支援をお願いしたい。
- ・特別調整の他、入口支援においても連携して頂き、福祉的支援が必要な人への支援が行えるようにしていきたいと考える。
- ・個別ケースにおいて引き続き迅速に対応していただけるとありがたい。
- ・入口支援として、対象者の居住先の確保や福祉的サービスの受給等のため、適切な受入施設等をコーディネイトする必要があるところ、更生緊急保護の実施主体である保護観察所において活用可能な社会資源にも限界がある中、定着には、地域に根ざした活動等により、多機関連携による支援を可能とするコーディネーターとしての役割を期待している。
- ・社会全体で支援していくような機運を高めるため、同業務の広報活動をして欲しい。地域での広報に加え、検察庁の研修会に定着が講義するなど、多様な方法で広報活動をしてもらいたい。
- ・十二分にご対応いただいているため、現状以上に定着に期待することはない。
- ・今後も引き続き、個別事件での連携や、協議会検討会等、交流の機会を継続して持ちたい。
- ・なし

## アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

### 【中国・四国ブロック】

定着支援センターとの連携状況	
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年4月から9月までの間で、検察からの「更生緊急保護の重点実施」に係る事前相談件数は2件、内1件について定着に協力依頼した。</li><li>・常日頃から情報共有できており、非常に良い関係と認識している。</li><li>・同業務実施以前から、入口支援に相当するケースの支援を保護観察所、定着とで連携して行っている。</li><li>・本年度、重点実施対象者として選定したケースは無い。今後、執行猶予が見込まれるケースがあるため、福祉支援の必要性があれば調整を行いたい。</li><li>・同業務の事業開始前ではあるが、県、定着、検察庁及び保護観察所との支援業務連携会議を定期的に開催し、相互の連携を図っている。</li><li>・同業務の事業開始前から会議を開催する等連携できる相談体制はある。</li><li>・主催する会議において定着の会議と重複した内容の会議について合同開催での効率化や、会議において出席委員への状況や事例等の情報提供は、それぞれの議題として報告と協議ができるよう連携して実施している。また、保護観察所のケース検討において必要に応じ定着の出席を依頼し、意見を求めたりケースによっては相談支援で対応してもらうなど連携している。</li><li>・連携できている。</li></ul>
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"><li>・同業務の事業開始前から会議を開催する等連携できる相談体制はある。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・なし</li></ul>

### 定着支援センターへ期待すること

- ・1件のケースを通して感じたこととして、定着が釈放までの短期間で支援計画を立てることに躍起になってしまっている印象を受けた。ケースの見立てや支援計画について、もう少し定着、保護観察所の両者で協議する時間があっても良いのではないかと感じた。また、釈放後に本人の真のニーズが見えてくる場合もあるので、釈放までの短期間で詳細なところまで支援計画を立てる必要は無いのではないか。例えば、帰住先が無い者については、とりあえず入所先を調整する程度でも良いのではないかと感じた。なお、このケースについては、結果的に定着の見立てをもとにスムーズに地域の福祉的支援に調整がなされ、成功事例と言える。
  - ・より一層の受け入れ先（居所）の開拓。
  - ・地域のケースにおいても、福祉的支援の必要なケースが増えている。については、専門的なノウハウが必要な場合、一般調整として協力依頼することが想定されるところ、可能な範囲で御協力をお願いしたい。
  - ・検察から依頼が入った際に保護観察所が本人へ初回面接を行うが、なるべく定着にも初回面接から同席して頂きたい。但し、現実的にはスケジュール的に難しいのでは、とも考える。
  - ・当庁所在地以外に帰住を希望する人への支援。生活が安定するための寄り添い支援。
  - ・検察庁が独自に福祉支援を行うケースについては、定着へ情報提供を行うこととする。
  - ・全般として支援の動機付けが難しいと感じており関係機関が役割分担し、継続した働き掛けを行っていくことについて、今後協議していくたい。
  - ・事業開始後の支援依頼数は多くは無いと思われるが、支援要請を行う際には、限られた期間内において、適切な福祉的手当の調整をお願いしたい。
  - ・高齢・障がいだけではなく、生活困窮の方などもっと幅広く対応してもらえたたら。
  - ・更生保護施設や自立準備ホームに一時受け入れの場合、保護観察所より積極的に協力をを行う。
  - ・特別調整対象者でない者が派出所までに6か月を切った時点で急遽帰住先が無くなるなど、事情により特別調整としての対応を依頼しなければならなくなることもあります、部分的となっても福祉面で必要な支援や関りといった柔軟な対応を期待。
  - ・特別調整以外のケース、例えば保護観察所が対応しているケースにおいて福祉的支援が必要と思われる場合への関わりを今後も期待。
- 
- ・釈放時に住居を持たない支援対象者が多い事から、宿泊供与につき、保護観察所へ依頼して更生保護施設又は自立準備ホームに入所する方法だけではなく、定着のネットワークを活用し、福祉関係機関・団体等が運営するシェルター等施設への入所も可能となることを期待する。また、複数の課題を持った支援対象者も少なくない事から、充実した重層的な伴走支援を期待する。
  - ・重点実施対象者該当ケースは年に数件程度と見込まれる。起訴された場合は、おおむね1か月の調整期間があるが、不起訴が見込まれる場合は2週間を切る調整期間となるため、検察のみでの対応は難しい。
  - ・弁護士から直接定着に直接依頼があった場合は、検察庁につないでもらえればと思う。検察庁と弁護士で話し合い、入口支援が必要という事になれば、検察庁から保護観察所につないで依頼するという形が取れると考えている。（現在検討中である。）
- 
- ・なし

## アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

### 【九州ブロック】

定着支援センターとの連携状況	
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"><li>同業務の対象となる可能性のあるケースが弁護士等から定着へ相談があり、定着から保護観察所へ当該ケースを相談した場合、仕組みとして保護観察所から地検へ打診するスキームができつつある。</li><li>保護観察所へ検察からの相談で、同業務（重点実施）に結びつかなかったケースが2件あった。今後も相談は随時受けていくとともに定着への連絡を行っていく。</li><li>被疑者等が高齢者もしくは障害のある方の場合、社会福祉士会の協定に乗せることが可能。それ以外の重点実施対象者として観察所で対応可能だが、まだ0件である。</li><li>定着・刑務所・更生保護施設・県保健福祉課で、年3回程度、定例会を開催し事例報告や連携強化の為に取り組みたいこと等を協議し情報共有を行っている。</li><li>重点実施・特別調整・一般調整のケースについて連携できている。</li><li>検察庁からの相談案件が多く、保護観察所と定着が連携して支援できている。勾留期間が短く、国の支援フロー例では書類のやり取りが多く対応できない部分もあるため、本県モデル（同意書徵取のみ）での実施が機能している。</li><li>関係機関との基本的な連携は保たれている。</li></ul>
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"><li>同業務においては、検察庁から直接依頼を行うことはないと承知しており、定着と直接的に連携はしていないが、観察所を通じて可能な範囲で支援の協力は行なっていきたい。</li><li>保護観察所を通して定着と連携できている。今後の入口支援に向けて協議メンバーとして定期的に検討会へ出席している。</li></ul>
その他	県) <ul style="list-style-type: none"><li>日頃は電話等で対応している。入口支援についても、4者協議へ参加し連携は取れている。</li></ul>

### **定着支援センターへ期待すること**

- ・弁護士や検察庁からの相談に対し、重点実施の流れに沿える相談であれば随時相談していき、保護観察所へ繋ぐ。
  - ・定例会をより効果的なものにしていければと考える。準備ホーム退所後の一般アパート選定時にまだかなりかぎられてしまうので、次回は県住宅課の参加を促せたら良いのでは。
  - ・期待以上のことをしていただいているため、マンパワーが心配だが、これからも引き続き支援をお願いしたい。
  - ・周知啓発を通じて広く同業務が浸透することを期待したい。
- 
- ・入口支援について今後取り組みを進めて頂き、入口、出口問わず一連を通して支援をお願いしたい。
- 
- ・なし

## アンケート結果④ 関係機関からの意見（被疑者等支援業務の課題と期待）

### 【北海道・東北ブロック】

	被疑者等支援業務の課題
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的に見ても広域であり、なおかつ複数の保護観察所があり、今後の対応に苦慮しているところである。今現在、各地域におけるネットワークの構築を目指して各地域での懇談・意見交換を行っているところである。場合によっては、遠方に位置しているところに関しては、再委託も検討が必要になると思われる。また、広域であることから人員配置増、旅費宿泊費などが多くかかるため、予算の配慮が必要になってくるものと思われる。</li> <li>広域であるため、定着が支援を行うにあたり、距離的な問題から、迅速な対応に支障が生じることが少なくない。</li> <li>管轄地域が広大であるため、限られた人員で、短期間の調整を行うことは困難であり、相談件数の増大に対応できるか、不安がある。</li> <li>短期間での調整のため、福祉施設以外の住居の確保に苦慮している。</li> <li>地域再犯防止推進モデル事業により、定着が検察庁、保護観察所からだけではなく弁護士からの依頼を受け、入口支援に積極的に取り組んでいたところ、当該事業が令和2年度をもって終了したことから、令和3年度については、同業務は保護観察所の更生緊急保護に基づく依頼により実施されることとなった。これにより、モデル事業での入口支援の実績件数に比して、同業務の実績件数が少なくなるとともに、更生緊急保護に該当しないケースは相談支援業務として対応せざるを得ない状況と聞いている。一方では、更生緊急保護は法令により定められた要件に基づき実施されるものであり、これに該当するか否かの判断は、いわゆる「地域の実情」により左右されるものではないことから、福祉支援が必要ではあるが更生緊急保護として取り扱えない対象者に対して、どのように関わるかを考えていくことが必要と思われる。</li> <li>日程が極めて短い。</li> </ul>
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、更生緊急保護の重点実施として実施されているが、今後、実施要領に該当しない対象者に対する支援方法について検討する必要がある。（同事案については、定着の相談支援業務により対応していただいている。）</li> <li>裁判になると、どうなるかわからない。調整しても、実刑になる人もいる。</li> <li>処分の方針が決まらないときは、依頼がギリギリになる。難しいときは、断ってもらってかまわない。</li> </ul>
弁護士会関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度まで県再犯防止推進モデル事業を実施し、更生緊急保護の対象に限定せず、高齢者・障がい者であれば幅広く支援の対象として、定着と弁護士との協働体制が構築されてきた。しかし、令和3年度から開始された同業務は、対象者が更生緊急保護の利用者に限られており、要件が厳しく、該当しない事例が多い。今後は同業務の対象者を更生緊急保護の利用者に限定せず、モデル事業のような形式に広げていただきたい。また、現在の同業務では、検察庁→保護観察所→定着というルートで協力依頼がないと、同業務を利用できることになっている。しかし、モデル事業の実績からすると、弁護士からの働きかけが端緒となる事例が多く、今後は弁護士からの協力依頼でも同業務の利用ができるようにしていただきたい。</li> </ul>
その他	<p>定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同業務に該当するケースは、今年度当センターでは2ケースとケース数が少ない。対象が『更生緊急保護の重点実施の対象者』に限定されていることで、要件から外れた福祉等支援を必要としている人が定着や福祉関係機関と繋がっていないのではないかという懸念がある。また、昨年度まで当定着では『入口支援』を表立って実施していなかった経過もあり、地検や弁護士との連絡方法等について整備できていない部分も多い。今後、情報共有等も含めた協議を行うなど、更に連携を密にしていく必要がある。また、地検や保護観察所との協議により、地検や弁護士から個別相談があった場合は一旦保護観察所で、同業務に該当するか判断を仰ぐ形をとっている。今後ケースが増えれば、保護観察所の負担が増すことも予想される。</li> <li>もともと、件数が少ない。国でも、案件が少ない。まず動き出して、双方協議のうえ、課題が生じたら対応していく。</li> <li>定着に依頼したら終わではなく、観察所と定着との面接等の時間調整が難しい。</li> <li>市内であれば時間がなくてもすぐの対応はできるが、市外になった時の面接対応をどうするか検討が必要。</li> <li>更生保護施設の協力に関してのハードルが高い。</li> <li>拘置所面談に関して、法務省職員が同行しなければ時間が決められてしまい最後まで話が聞けない。1回目は検察庁同行で行っているが2回目以降はどうするか。</li> <li>刑が決まっていないのに、どうやって本人同意を取るか。</li> <li>支援に当たっては、対象者の犯罪経歴や病歴など、要配慮者個人情報を取り扱うことになるため、個人情報の収集や利用について、司法から福祉・国機関から自治体に対して、どのような手続きを経るのか曖昧になっている。また、同業務は、重点実施の枠組みの中で行われることとされているが、「対象、手続及び内容等について地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施することとして差し支えない」とされている。この「適宜変更できる」とされる内容が明確でなく、関係機関の間でも認識が異なっている。</li> </ul>

## 被疑者等支援業務への期待

- ・継続的生活指導
- ・定着の母体が行うネットワーク事業を含めた支援も可能となるため、同事業に参加する社会福祉法人からの多種多様な支援に期待ができ、刑務所出所者のみならず制度の狭間で支援が必要な人や生活困窮者などにも対応できるものと思われる。
- ・起訴猶予により釈放される場合は勾留期間が短く切迫することから、迅速な調整ができるよう日頃からの関係作りが必須と思われる。
- ・今後、該当するようなケースは、検察と保護観察所が協議して定着に依頼することになる。内々で打診し、書類が後先になんでも、依頼したい。弁護士から定着に先に相談があっても、可能であれば、弁護士→検察→観察所のルートに乗せたい。型にはまった対応ではなく、柔軟に対応したい。
- ・支援経過中の状況報告を含む、緊密な連絡体制の維持。
- ・定着で被疑者・被告人等の入所できるGHやショートステイ利用等を確保しての重点実施とするスキームが理想的。
- ・定着が全国に出来るときに、各観察所ごとに一か所と声があり、後々には、各観察所ごとにしてもらえると思い行ってきた。
- ・出口支援は、刑務所所在地が明確であり、調整期間も6か月から8か月あり、計画的に調整が出来ていたので、何とかこなすことが出来ていたが、被疑者・被告人等の支援は、機敏な対応が求められるため、再度、各観察所ごとの定着の設立が望まれる。
- ・調整期間が短いことに加え、地理的な問題は大きな課題であるが、速やかな調整や地域連携の充実強化に期待したい。
- ・職員の増員。
- ・定着には、他県定着や社会福祉協議会などと連携し、支援対象者に適切なサービス提供がなされるよう、受け入れ先の開拓について協力願いたい。
- ・刑事司法からの円滑な移行のため、地域の福祉事業者が地域生活定着促進事業が進められてきた背景を理解し、福祉の課題として受け止め、協力してもらえるような素地、ネットワーク作成。
- ・保護観察所及び検察庁より、「本年度から重点実施の対象者が拡大された」ことと、「保護観察つき執行猶予（4号観察）は、重点実施の対象ではなかった」とこと、また「居住地のない人、適切な監督者のいない人は、裁判官の判断にはなるが、保護観察につきになることが多かった」ことの説明があった。そこで、4号観察の方は、「運営指針」第4の2被疑者等支援業務(2)の『重点実施対象に準じた者』に該当するのではないかと質問が出た。「質疑応答集」7被疑者等支援業務のQ&A7-2によると『重点実施対象に準じた者』とは「①重点実施予定者ではなかったが、起訴猶予、罰金、保護観察のつかない執行猶予で釈放された後、更生緊急保護の申出をし、要件を満たしていると保護観察所が判断した者」または「②重点実施予定者のうち、保護観察つき執行猶予の言い渡しを受けたが、判決の確定前に保護観察所が重点実施を行うことを決定した者」である。また、Q&A7-3では、「上記②の者は、判決が確定した場合は支援終了となるか」との問い合わせに、「保護観察つき執行猶予が確定したことのみで支援終了ではない旨と、「重点実施予定者であった者が4号観察確定となつても、保護観察所から依頼があれば、被疑者等支援業務における『重点実施対象に準じた者』として支援対象になり得る」旨の回答がある。従って、「4号観察の方も、場合によっては保護観察所の判断により、同業務の対象になる可能性があるといえる」との結論になった。該当するなら、同業務の支援対象が広がるのではないかと思われる。
- ・昨年4月から、定着が更生緊急保護の重点実施の枠組みに組み入れられて同業務を行ってきたところであるが、検察庁の処分内容によっては、同支援業務として活用できないこともある。現在のところ、定着に相談支援業務として依頼させていただいているが、今後、更生緊急保護手続の対象外の事案についても、同業務として実施できるよう対象者を拡充し、より効果的なものとなるように当庁の要望等も参考にして検討していただきたい。
- ・同業務の対象者となる要件が拡大されることを期待する。
- ・地検独自の入口支援の取組として、福祉機関等の他機関が参加するケア会議を実施しているが、定着からも同会議に参加していただき、支援対象者の孤立を防止するため見守り支援に協力願いたい。
- ・同業務として行える支援内容及び支援先の拡充。今後、弁護士からの支援依頼が追加される見込みであるが、弁護人及び検察官の両者ともが被疑者等の支援を必要と考える事案があると思われるから、その際にいずれからどのように支援を依頼するかなどの基本的なルール作りの必要性もあり、定着、各弁護士会及び当庁の三者による協議会等の開催を検討していただきたい。
- ・再犯防止には、継続・長期的な取り組みが必要であり、その意味において定着が果たしている役割は大きく、今後も地域支援ネットワークにおける要としての役割を期待する。同業務の対象者となる要件が拡大されることを期待する。
- ・住居の確保（特に公営住宅の提供）という点で、自治体等の連携も強化して欲しい。

県)

- ・福祉的な支援を必要とする出所者等は複合的な支援を必要としている人が多く、地域生活に移行した後も長期的な支援が必要であるため、今年度から開始された重層的支援体制整備事業において構築される体制との連携や、既存の相談機関、窓口など、市町村の関係機関との連携強化が図られることを期待する。  
定着)
- ・居住支援協議会がもっと更生保護に協力できるような体制拡充。
- ・特別調整対象者や被疑者・被告人等がGHや福祉施設等に入所したら財源補助や助成する制度創設。
- ・業務内容を理解した職員を県の地域生活定着支援業務や再犯防止推進計画作成担当職員になってほしい。
- ・同業務の対象要件の緩和（福祉の支援が必要の方で、更生緊急保護重点実施に該当しない方等も支援対象とできるようにする）。
- ・弁護士からの相談ケースを同業務に繋げる為の、全国統一のルートの整備。
- ・検察、保護観察所、矯正施設（過去入所歴ある方）から、書類等で対象者の情報提供が受けやすくなるような整備や理解促進。
- ・被疑者等支援に限らず、住まいの確保が従来から大きな課題となっているため、公営住宅への優先入居や入居基準の緩和、身元引受人がいない方の身元保証制度等の拡充を望む。
- ・課題点の解決に向けて、今後、整理が必要と考えるが、個人情報の取り扱いや同業務の事業スキームについては、同業務が全都道府県にわたる以上、本県にとどまらず、全国的な共通認識が必要と考える。定着の運営は厚労省である一方、同業務を含む支援は法務省が関わる点もあることから、国が求める自治体や定着の支援への関わり方について、法的な整理を含め、明確化していただきたい。

## アンケート結果④ 関係機関からの意見一①（被疑者等支援業務の課題と期待）

### 【関東・甲信越ブロック】

	被疑者等支援業務の課題
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢、障害の疑いのある入口支援対象者の対象者の情報が速やかに保護観察所に伝わっていない場合がある。</li> <li>・検察庁の協力を得た重点実施の候補となる者の同意書の徴収の在り方</li> <li>・重点実施の対象とした者（しようとする者）が、他県に帰住する場合の重点実施の在り方</li> <li>・同業務は、スピード感を求めるから、同業務を実施するに当たって、迅速かつ簡易な方法で実施する仕組みの構築（地域の実情に即した対応ができることがされているが、同業務を行うに当たって省略できない業務の明確化が必要か。）。</li> <li>・同業務について、保護観察所から支援協力等依頼書がなくても、同業務に携わった場合は実績とする（電話聴取書等でも認定する）など、定着の業務実績の在り方。</li> <li>・実施件数が2件と少なく、定着、地方検察庁、保護観察所がそれぞれの役割や支援の実情を理解して連携を図ること。</li> </ul>
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の更生緊急保護案件の際の支援をお願いしたい。</li> <li>・更生緊急保護の重点実施等をするに当たり、被疑者の場合は、事件受理後、対象者の身上関係の確認、事件処分の見通し等を検討した上、更生緊急保護の手続をとる必要性について検討し、その後、被疑者から同意書を徴取して保護観察所につなぐという手順を踏むことになり、保護観察所につなぐまでに数日かかるため、残りの日数がわずかとなってしまっていることもあることから、検察庁から事前相談を受けた保護観察所と定着とが日程調整に時間を要してしまうと、十分な調整等ができないくなる事態が生じかねない。</li> <li>・地方検察庁では、定着に直接相談依頼するに当たり、被疑者等から、「専門家（定着の社会福祉士等）に対して情報提供をしてもらい、専門家の面談を受けることとなる」旨の同意書を徴取した上で、定着につなぎ、面談等を行って支援を求めているところ、その面談等の結果、更生緊急保護とすべきとの結論になった際、その時点で保護観察所につなげば、定着が得た面談結果等に基づき、保護観察所が更生緊急保護の重点実施等と同様の調整を行うことになるものと思われるの、同重点実施等の手続（同重点実施等用の同意書の徴取、調査・調整協力依頼書の送付等）は経ていないとはいえ、同重点実施を行ったこととしてもよいのではないかと思われる。</li> <li>・定着の職員数は多くないため、今後、依頼すべき案件が重なった場合、事実上支援を求めることが難くなる事態が生ずる可能性がある。</li> <li>・限られた短時間内で、どこまで支援の準備ができるか</li> <li>・その時間内で、対象者と信頼関係を築くことができるか</li> <li>・弁護士からの支援計画書の調整</li> <li>・医療の連携をどのようにつなぐか。特に病識がなく受診歴がない人</li> <li>・他県の支援を望む場合について、どこまでの支援をするか</li> </ul>
弁護士会関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同業務の対象者・対象事件について、どのように選定するか定まっていないため、それにより対象者・対象事件が限定されてしまうことあってはならないと考える。また、対象者・対象事件となった場合でも、検察庁・保護観察所から、定着、弁護人に對し、適切な情報開示がなさなければ、円滑な業務の遂行が難しいと考えられるが、その点についても課題があると考えられる。</li> </ul>

## 被疑者等支援業務への期待

- ・（担当行政宛て）業務遂行に当たって、現在の実効性が維持できるように適切な予算措置が講じられることを期待したい。
  - ・地方検察庁には、社会福祉士が配置されているが、地域生活定着からも助言をいただきながら、情報を共有して連携を図り、被疑者等を福祉サービスにつないで地域社会における生活を安定させること。
  - ・引き続き、重点実施の対象とならない（対象としない）事例であっても、必要に応じて定着の支援が受けられる体制
  - ・釈放前の被疑者等に対する面接への同席、その面接結果を踏まえた社会復帰後の被疑者等への生活計画に関する助言等。
  - ・身柄釈放後、直ちに福祉の支援が必要になると予想される者に対する事前調整（支援を行うことが見込まれる関係機関への情報提供、関係機関の面接の同席の調整等）
  - ・ケースの実績を重ねながら、その都度考えていきたい。
  - ・障害の疑いのある者まで幅広く支援していただくことを期待している。
  - ・検察庁から事前相談を積極的に求めたい。福祉支援が必要な事案をできる限り支援に繋げ、取りこぼしがないように努めたい。
  - ・検察庁と保護観察所の連携をさらに深め、迅速な事務処理に努めたい。
  - ・定着を中心とした同業務に関係する機関（行政や弁護士会等）との連携体制の構築。
  - ・現在、定着は、4人の職員体制で、様々な連絡調整業務を行っているところ、今年度から同業務も加わり、業務の範囲が広がっている。そのため、職員の負担の増加はもとより、関係機関との連絡調整業務に支障が出るのではないかと危惧している。職員が増員されることで、職員の負担軽減及び更なる関係機関との連携等が期待できると思われる。
  - ・事例を積み重ねながら、自治体や地方の福祉関係機関に同業務の必要性を理解していただき、司法と福祉の連携を強化させること。
- 
- ・現在、同業務としては、更生緊急保護の重点実施等に限られているが、今後は、検察庁からの直接の依頼についても、これまで以上のより良い支援につなげられると感じている。
  - ・まずはやってみないと分からぬ。
  - ・更生緊急保護で対応できない案件への対応
  - ・通常の更生緊急保護だとどうしても一度保護観察所に対象者自らが赴かなければならないが、当県は面積が広いので対象者が保護観察所へ赴く際の支援
  - ・地検各支部から直接福祉サービス等提供機関につなげられる地元に密着した支援
  - ・今後も保護観察所や定着と連携して、迅速かつ適切な同業務に取り組んでいかない。
  - ・対象者の選定に関しては、様々な説明や意見を聞くことで、被疑者等の気持ちが変わることから、検察庁としては、これまで通り支援対象者として依頼させていただき、本人との面談の際に、各機関における様々な支援に関する説明をお願いしたい。
  - ・定着と直接連絡を取り合い、連携の強化につなげたい。
  - ・支援の幅が広がり、対象者の支援の選択肢が広がること
  - ・釈放後の支援が確実になり、「生きにくさ」が改善していくこと
  - ・対象者が孤独にならないこと
  - ・対象者にとって、アドバイスをもらうことは生活の不安を改善できること（一人で考えていたこと、間違いに気が付かなかったことなどに気づくことができる）
- 
- ・同業務を開始するにあたり、これまでの事前協議で、更生支援計画の策定は行うことはないことを伺っているが、ケースによっては、更生支援計画の策定についても、業務の内容とすることを検討していただきたい。
  - ・これまで、当県では、入口支援に関し、弁護士会と福祉機関との連携を図る制度が存在しなかったため、同業務により、福祉的支援に結びつくケースが増えることを期待する。また、そのために、対象者の選定段階で、障害の有無が明らかでないが、弁護人において、福祉的な支援が必要と判断しているケースや、既に福祉的な支援を受けていたとしても、いわゆる入口支援としての支援を受けることが困難であるケース等、同業務を行う定着が入口支援として積極的に関与し、福祉的な支援につなげるべきと考えられるケースについては、広く対象とする運用となることを期待する。
  - ・起訴後の相談になり実刑が濃厚になってしまうと検察庁としても福祉関係者に相談しない状況かと思われる。しかし定着としては実刑になってしまって釈放時の特別調整につなげられるように被告人段階でも支援を継続したいと考えている。この部分は弁護士と協力し更生支援計画を作るなどが刑務所へ情報が引き継がれることにつながることはわかっているので、検察庁からも特別調整の必要性があることを次へ引き継ぐ対応をしていただくことで入口から出口へ切れない支援ができることが期待される。

## アンケート結果④ 関係機関からの意見－②（被疑者等支援業務の課題と期待）

### 【関東・甲信越ブロック】

	被疑者等支援業務の課題
その他	<p>定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾留中に被疑者等本人が薬を服用している場合、釈放後に次の通院につなげるまでの薬が必要。</li> <li>・ケースごとの支援に必要な事前情報の共有が必要。</li> </ul> <p>具体例：住所登録、健康状態、入退院歴、既往歴、処方薬、領置品リスト（身分証明書・障害者手帳・通帳・印鑑・衣類等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釈放日時の連絡共有（特に勾留・勾留等が行われる場合）</li> <li>・事前面談の日時が釈放日に近いケースもある為、釈放までの役所等との調整が難しい場合がある。</li> <li>・事前面談の時間が30分程度であると、ケースによっては時間が足りず、支援に有益な情報まで聞き取れないことがある。</li> <li>・役所・受け入れ施設等とも事前面談同席の上、調査・面談が行われる方が円滑な支援に繋がると思われる。</li> <li>・勾留時に服用していた服薬を釈放時にもって出ることができない。</li> <li>・重点での相談では資料を加工して書面でいただけるが、相談業務では資料をコピーしていただくことができない。</li> <li>・地方検察庁では社会福祉士への助言のための同意書があり、その同意書と重点の同意書が違うため、どちらかの同意書をとってあると、途中から違う相談に切り替えられない。</li> <li>・「各県の実情に合わせて取り組み」で被疑者・被告人支援を行うことになっているが、重点で支援しないと予算執行されず、相談業務になってしまふ現状は各県の実情に合わせた取り組みとはそぐわないのではないか。</li> <li>・拘置所・留置所で面接する際に、面接者の免許証などの身分証明書を提示すること、また職場の住所を記載することでよい場所と、そうでない場所があり、一律に業務の範疇での面接なので個人情報を明示することなく面会できるような対応をお願いしたい。</li> <li>・各市町村に同業務が定着の業務に組み込まれたことをしっかりと広報できていない。</li> <li>・更生保護施設が障害・高齢者を含め断ることが多い。</li> <li>・これまで、弁護士会との接点はほとんどなかったが、今後、勉強会などを通じてネットワークを構築をしていくことが必要と考えている。</li> <li>・現在、県弁護士会と県社会福祉士会との勉強会を定期的に行っている。</li> <li>・支援期間の短さを考慮すると自立準備ホームの不可欠に思われるが、県内の社会福祉法人の自立準備ホームの登録が少い。また、毎年度、年度後半になると保護観察所における自立準備ホームの予算が切れてしまい、利用日数が制限される。</li> <li>・社会福祉法人における自立準備ホームの登録の促進と、自立準備ホームの予算の拡充が課題かと思われる。</li> <li>・定着に相談する側は、「高齢者、障がい」の有無に関わらず、困っているから相談してくる。「その相談はウチではありません」ということなく、一緒に考える対応をしてきた。そんな中「再犯防止推進計画」が策定され、市町村にも担当がおかれた。「被疑者等支援」の相談は、高齢、障がいの方もいるが、「生活困窮」の方が多かった。本来であれば「再犯防止」の枠組みで取り組んでいかなければならないのではないか？と考える。しかし、現実には県も、担当がおかれた市町村も、それら支援のノウハウはなく、できないことだけになってしまう。よって、定着が協力すると県に示したが、実際には、定着が主導ですべてをやらなければならない状態である。少しづつ、理解と協力を求め、ゆくゆくは、「再犯防止」の案件は県と市町村が主導し、本来の「被疑者等支援」の案件は定着が主導する。それぞれの案件では、主導ではない側が協力していく状態にしていかなければならない。数年毎に部署移動となる、県、市町村とどのように相互理解していくかが課題である。</li> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者の選定に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑者等支援業務を依頼するにあたっては、連携機関において、本人にとってより良い支援に向けて取り組んでいるところであるが、本人が支援をかたくに拒む事例もあり、検察庁においても説得を試みるもの、結果的に支援には至らずに終わる事例もある。</li> </ul> </li> <li>2 入口支援のシステム作りの途中であり、様々な課題がある <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報が少ない。面会場所や人数制限など。受け皿の拡大。入口支援の範囲の拡大。弁護士との連携など。</li> </ul> </li> <li>3 医療に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾留中は薬の処方はできるが、釈放時の薬は処方されない為、早期に医療につなぐ必要がある。また、対象者の中には保険証やお金（生活困窮）を持っていない方もいる。糖尿病、心疾患など命に関わる薬を飲んでいる方、精神疾患があり、薬を飲むことが安定につながっている方もいる。また、透析やインスリン注射など、薬だけではなく、特別な医療が必要な方もいる。留置場であれば警察、拘置所であれば矯正施設の協力が必要。また、早期に医療に繋ぐことができるよう市町村や医療機関の協力も必要。</li> </ul> </li> <li>4 予算の問題</li> </ol> </ul>

## 被疑者等支援業務への期待

定着)

- ・予算がついたが、今後、定着支援事業と同様に「傾斜配分」となることも予想される。当初から「保護観察所からの依頼」に違和感があったため、弁護士からの相談も保護観察所に報告して「後付け」の依頼ですすめていけると考えていた。しかし、実際は6件の相談について、「後付け」の依頼されることなく、結果「一般相談」となった。保護観察所の関わり方について、他県の様子を参考にしたい。
- ・障害者の場合、地域生活移行個別支援加算を受けるためには、矯正施設もしくは更生保護施設の退所がその要件とされているが、自立準備ホームを退所した場合も同様の扱いしてもらえることを期待する。
- ・令和3年9月より同事業開始。まずは、実績を積んで検証していきたい。
- ・県、市町村に実情を理解してほしい。一本の電話から始まる相談について、どのように動き、支援体制を整え、何をどこまでやるかなどなど。当県だけかもしれないが、現在の保護観察所の動きは、明らかに「後退」していると強く感じる。
- ・私個人の意見ではあるが、弁護士、警察官、刑務所の刑務官など、私たちと現場で会う方は、数年前より明らかに「できる」、「やろう」とする範囲を広げている。自分のできるを広げることで、他者の負担を減らせる。そう考えると、保護観察所は「できない」、「やらない」の範囲が広がっている。
- ・入口支援のシステムや医療に関しては県内の関係者だけでは解決が困難なものも多い。全国的な統一ルールが必要な内容もあるので、改善に向けて、協議してほしい。
- ・予算について、都道府県によって格差があるのはおかしいと思う。国から都道府県へ強く働きかけをしてほしい。

## アンケート結果④ 関係機関からの意見（被疑者等支援業務の課題と期待）

### 【東海・北陸ブロック】

	被疑者等支援業務の課題
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度上、情報開示や時間的猶予など特別調整でできていることができない。</li> <li>県には居住支援法人を増やしてもらいたい。公的な県営住宅や市営住宅の入所のハードルが高いため、入所条件について緩和してもらいたい。</li> <li>検察官と弁護人の考える被疑者等に対する支援又は利益に相違、対立がある。例：検察官 重点実施の支援のため、勾留延長申請（実例はない） 弁護士 身柄拘束延長は本人の不利益。</li> <li>（更生保護施設）更生保護施設へ弁護士から直接依頼がくることがあった。弁護士と検察が協議し、保護観察、更生緊急保護の流れを作ってくれたらありがたい。</li> </ul>
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援事例がまだ少なく、課題がはっきり見えていないところだが、支援を実施するに当たり、各機関の担当者が気づいた問題点や他の機関に対する要望等について意見交換会ができる機会を設け、情報を共有することで円滑な連携が図れ、より良い支援ができると考えている。</li> </ul>
弁護士会関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>更生緊急保護の生の実態がわからないので、釈放後に何もかもお任せして本当に大丈夫なのか気になっている。実態をよく知っていれば、もっと沢山ご紹介できるし、法廷での弁護活動にも自信が持てる。一度、視察などをさせていただきたい。</li> <li>弁護人自身で生活保護申請に同行したり、施設を手配したりするパターンとの使い分けをどうするべきか、悩んでいる。もちろん円滑な点では、更生緊急保護だが。</li> </ul>
その他	<p>定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実刑判決になった方、福祉支援を望まない方など、支援の必要性があっても、依頼につながらない場合がある。</li> <li>重点実施予定者に選定されなかった方でも、釈放後に関係機関からの連絡によって支援が必要であったことが判明する場合がある。</li> <li>釈放まで時間的な制限があるため、医療情報など、本人支援に必要な情報が得られない場合がある。</li> <li>釈放まで時間的な制限がある為、本人との信頼関係の構築が難しい場合がある。</li> <li>検察、観察所で重点実施の対象者として選定しても、更生保護施設が入所不可と判断する場合がある。更生保護施設が入所不可の場合、支援が必要と判断され、本人が支援を希望された場合であっても、支援する事が困難である。</li> <li>対象者等の情報を得られる時期が遅れる要因には、福祉的支援が必要な者であるのか、制度の狭間にあることが考えられる。事前に現況を踏まえた、柔軟な協議を行えるよう関係機関との協議の場を構築（対象者がいる、いないに関わらず司法機関との情報共有の場）することが急務である。今後、4者ないし5者協議を踏まえた、「連絡会議」の構築に向け、保護観察所と連携していく必要がある。</li> <li>弁護人からの相談において、福祉的支援が必要と思われる者が散見されるが、重点実施予定者等に挙がってこないのが現状である。そのために協議の場が必要であると思料する。</li> <li>現在、重点実施予定者又は重点実施対象者に対する支援において、どこまで支援を行うのか、不明確なこともあります、釈放後に犯罪に至ってしまったケースがあったことから、今後、支援の在り方について検証していく必要がある。</li> <li>例えば、弁護士等からの相談があった場合、従来の相談支援業務として福祉的支援が必要と判断すれば対応は可能であるが、その際に更生緊急保護の対象にならないと考えられ、観察所との連携もない状況では支援が困難であることから、弁護人から保護観察所への相談も含めた支援過程の見直しと構築が必要であると思料する。</li> <li>帰住場所確保のため、フォーマルな社会資源だけではなく、インフォーマルな社会資源の開拓及びネットワークの構築に向けた取り組みが必要である。</li> <li>検察庁の支部単位をどうするか。保護観察所は、支部単位にそれぞれ設置されているわけではない。支部単位で、保護観察官が面談を実施している時間的な余裕がない。支部単位のケースについては、事後的に更生緊急保護申出があった場合に『準ずる』の形で被疑者等支援業務に乗せていくことも検討しなければならないかもしれません。</li> <li>未実施である為、まだ各機関の理解度、期待値が様々である。今後ケースを積み重ねることで共通の課題が見えてくるのではないかと思われる。</li> <li>入口支援に限ったことではないが、高齢、障がいが故に、中間施設（特に更生保護施設）に受け入れてもらえないケースが散見される。</li> </ul>

被疑者等支援業務への期待
<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民共同での地域におけるネットワークの構築による生活の安定を図り、再犯防止につなげること。</li> <li>・同業務について弁護士会、福祉・医療関係者にも周知を進め、当庁及定着に両者から相談があった場合、情報を共有し、検察庁へ事前相談の対象になるよう働きかけたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ先について課題があるのであれば、他県定着のように母体法人として自立準備ホームなどの受入先の確保を検討してほしい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの機関がどのようなことが得意なのかを知り、連携・協力を図ることができればよいと考える。</li> <li>・検察官と弁護人で、更生緊急保護の必要性があるか協議し、検察から保護観察所に相談してもらう流れが望ましいと考える。</li> </ul>
<p>定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の実績等を基にして今後弁護士会からの依頼も受けるようになるなど、検察ルート、保護観察所ルートと共に多様なアプローチになることも予想されるため、その際は仕組みを明確にしてもらいたい。</li> <li>・〇〇から定着に依頼という一方通行ではなく、チームとしてアプローチできるような仕組みがあると、お互いに経験と意識が深まるのではないか。</li> <li>・まだ始まったばかりの業務であり、支部単位も含めて、とりあえず、出て来た事例に応じて、その都度、できることを関係機関で試行錯誤し、考えていくことが重要。</li> <li>・それぞれの機関の特徴や得意なことの理解、横の連携を取ることにより個々のケースで円滑な支援調整を目指す。</li> <li>・ケースによっては情報開示など根拠に沿った上で、柔軟な対応ができるようになればよい。</li> <li>・官民共同での地域におけるネットワークの構築による生活の安定を図り、再犯防止につなげること。</li> <li>・検察、観察所、弁護士会、定着において定期的な会議を開催し、支援について独自の仕組みや体制を考える。</li> <li>・関係機関へ入口支援に関する普及啓発活動を実施することで、支援が必要な方の取りこぼしがないよう努めていく。</li> <li>・更生保護施設以外の受け皿の確保に努めていく。</li> <li>・各機関で横のつながりを持つことが重要であり、今後協議を継続して行うことが必要であると考える。</li> </ul>